



令和2年分の所得税改正について

令和元分年の確定申告は、新型コロナウイルスの影響により提出期限を1か月延長して終了しました。今回の確定申告には大きな改正はありませんでしたが、令和2年分にはいくつか改正点があります。その内容を簡単に説明したいと思います。

基礎控除の引上げ

所得税には個人事業主やサラリーマンなどに関係なく、誰でも控除出来る基礎控除があります。その控除額は今まで38万円でした。その金額が令和2年分より**48万円**に引き上げられます。ただし所得の多い方については次のように控除額が減っていきます。

所得額が2,400万円以下の方は満額の**48万円**。

2,400万円超2,450万円以下の方は**32万円**。

2,450万円超2,500万円以下の方は**16万円**。

2,500万円超の方については適用なしの**ゼロ**。

青色申告特別控除の引下げ

前記の基礎控除は10万円引上げられましたが、給与所得者については給与所得控除、年金所得者については公的年金等控除が令和2年分より10万円引き下げられる事となりました。

そして事業所得者については今まで最大65万円控除されていた青色申告特別控除が、10万円引き下げられ

最大**55万円**に改正されます。

所得が2,400万円以下の方は、基礎控除と合わせると同じ控除額となりますが、所得がそれ以上の方は控除額が減る事となります。

青色申告特別控除の上乗せ

現行の65万円の青色申告特別控除の適用要件に加えて、次のいずれかの要件を満たす場合には、引き続き青色申告特別控除が最大**65万円**控除出来ます。

- ① e-Taxを利用して申告書及び青色決算書を提出する。
- ② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ電子帳簿保存の承認申請書を税務署に提出する。

承認申請書につきましては、本来は開始する3か月前までに税務署に提出しなければなりません。しかし令和2年分に限り令和2年9月29日までに申請書を提出し12月31日までの間に電子帳簿保存を行う事で適用を受ける事ができます。

是非ご検討ください。